広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　建田栄雄
電話　代表550番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回　発行

国勢調査を実施

世帯主は期間中在宅してほしい

9月24日から10月3日まで

がねてみなさんのご協力をお願いしてきました国勢調査が、いよいよ今月の二十四日から施行され、十月一日本調査を実施することになりました。

この調査を実施する具体的な事項については、次の通りですからみなさんの調査にできるだけ協力をして正しい調査が出来ますよう、重ねてお願いいたします。

① 新津市の全調査員数
（各調査区に一名）

② 調査世帯数（概数）
二三二世帯

③ 調査区平均世帯
四八世帯

④ 調査期間
イ 準備調査
九月十二日から九月三十日まで

ロ 実施調査
十月一日から三日まで

⑤ 調査内容
イ 準備調査では、各世帯を訪問して調査票を配布し実施調査の準備をします。各世帯は配布された調査票に、調査員に指示依頼されたところに記入します。

ロ 実施調査では、再び調査員が各世帯を訪問して、世帯主が記入した事項に誤りがないかどうかを確かめ、更に世帯主から聞きとり調査をして調査票を回収します。

⑥ 注意とお願い
前項の調査内容に基き調査が実施されますので、各世帯主は、調査期間は是非在宅していただき度いと思います。やむを得ず長期不在される場合は、家族の方に調査について不明の点のないよう、お話し合いをしておいていただきます。

⑦ 終了と結果について
十月五日に全調査票が本庁に集められ、十一月末頃に大体の結果が集計されます。

統計は、数字を作るのみでなく、その数字を十分に生かして、今後の市の行財政（教育、道路・保健・社会等）の基本的な資料となる重要なものであります。

これまで度々繰返して述べてきましたが、この国勢調査は吾々国民にとって最も大切な調査であります。ので、できるだけご協力をお願いいたしますものであります。（総務課）

全市統一農休日決る

毎月2回・1日と16日

とのたびかねて懸案の全市を統一した農休日制の実施調査票を配布し、調査員に指示依頼されたところに記入しました。

これは、新津市農業振興常任委員会と農村青年会によるアンケート調査の結果により大部分が全市の統一した農休日制を実施することに賛成でありますこと、また、市としましても、この結果に基き農業委員会議で意見を統一し、一日と十六日を農休日と定めたわけであります。

この日を積極的に利用することにより、次の農業生産を推進する作物や飼造力を養い、或は全市休日を統一した趣旨に全面的なご賛同をお願いします。

農業のみなさんのご協力により始めて実行できることでありますので、農休日の実施されることになります。

もちろん、このことは農業のみなさんのご協力により始めて実行できることでありますので、農休日を統一した趣旨に全面的なご賛同をお願いします。

的な行事、会議とか、または部落間における各種の催しが公平に、円滿に実施されることになります。

（農業委員会）

健康完納世帯を表彰

第8回市国保大会で

第八回本市国保大会が去る九月八日、新津市記念公会堂で関係者多数出席のもとに挙行、次の方々に表彰状と記念品を贈呈しました。

■一カ年健康完納世帯
白井藤平（二ノ町）ほか一七五名

◎三代夫婦健在世帯（今年の新規該当者）
小熊卯市（岡田）
伊藤増太郎（岡田）
諸橋末次郎（旧岡田）
市之瀬婦人会取纏組合
金津婦人会取纏組合（保険課）

■三年以上健康完納世帯
■九年　狐住猪太郎（二ノ町）
■八年　白井喜八（大安寺）
■七年　畠山リツ（新町）
■六年　八倉ト（朝日）
■五年　中山忠郎（中山谷）
■四年　嬉崎二（金港）
■三年　飯塚ヨシ（新町）
■二年　斎藤ヨシ（新町）
■一年　飯倉ヨウ（新町）
斎藤シケ（新町）
帆刈ユキ（旭町）
西山タロ（新町）
飯沢政助（小ノ町）
斎藤ヨシ（新町）
西山タ（新町）
吉田ムツ（四ノ町）
真水（真水）
藤倉吉（新町）
松田惣助（小イ）
菊地ヨシ（新町）
斎藤ナ（飯町）
鈴木ヨシ（新町）
飯沢政助（二ノ町）
飯倉ヨウ（新町）
帆刈ユキ（旭町）
西山タ（新町）
吉田ムツ（四ノ町）
伊藤増（新栄町）
伊藤増（伊豪電）
吉田徳次郎（伊豪電）
田辺徳次郎（伊豪電）
田信夫（秋葉）
吉田春次郎（大鳥）
五十嵐春次（東郷）
吉田ムツ（四ノ町）

◎三代夫婦健在世帯
白井藤平（二ノ町）ほか一七五名

◎三年以上連続保険納完納部落
■七年　三ツ屋・長御・上金沢
■六年　東金沢
■五年　大蔵・小イ第1組・小鳥場・浦興野・出戸・大秋・新郷屋

◎一年間完納部落
中新田・田島・北上新田・金津新田・金津・子成場・浦興野・出戸・大秋・新岡田・下新・六郷・割町・上山谷・天神・下興野・満願寺・西島・梅ノ木・蒲ケ沢・七日町

◎優良保険納取組組合
市之瀬婦人会取纏組合
金津婦人会取纏組合（保険課）

農家3・453戸

市の農林業センサスの結果

去る二月一日現在で実施した本市の一九六〇年世界農林業センサスの結果の一部は、次のとおりです。

なお、総合的な結果は判明次第お知らせする予定です。

（註）「林家」とは、所有山林面積が一反以上あるものです。（総務課）

「道路交通法」について

「道路交通取締法」が全面的に改正されて、「道路交通法」として、おそくとも12月20日から施行されることになっています。

これは、最近特に道路上の混雑などによる問題がよけいになり、現在の「道路交通取締法」では時代に即応出来ないなってきたためで改正されたものであります。改正の内容は歩行者の保護、危険防止措置の強化、罰金等の義務を重点として交通の安全と円滑をはかることであります。

改正点の主なるものは次のとおりです。

■歩行者の保護を強化しているが、このため

① 交差点はもちろん、道路交通以外の場所でも歩行者が横断歩道を渡っているときは車は一時停止する かまたは徐行して歩行者の通行をさまたげないようにしてください。

② 目の見えない者、小学生、幼児などが付き添いなしで歩いているときは、車は一時停止するか徐行することは現在と同じであるが、歩行者は公安委員会の指定した区間では道路の横断ができないこととなる。

③ ガソリン・スタンドや車庫へ入るための車が歩道を横切るときは、歩道の手前で一時停止する。

④ 交通がはげしいのに歩車道の区別がないなら道路では、公安委員会の指定した区間では道路の横断ができないこととなる。

③ ガソリン・スタンドや車庫へ入るための車が歩道を横切るときは、歩道の手前で一時停止する。

④ 交通がはげしいのに歩車道の区別がないなら道路では、車の交通が激しくなり、車のすれ違いや横切るときは、車のすれ違いや横切るときは、車のすれ違いや横切るときは